平成２７年（フ）第１０３２号
東京都足立区足立３丁目33―７　上原コーポ303
債務者　笹沼　康子
1　決定年月日時　平成27年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月28日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０７０号
東京都世田谷区代田６丁目27―５―203
債務者　渡邉　聖子
1　決定年月日時　平成27年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月28日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１２３号
東京都足立区千住大川町47―２
債務者　上野　有実
1　決定年月日時　平成27年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月28日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１３２７号
東京都新宿区大久保２丁目16―28―201
債務者　伊駒　正喜
1　決定年月日時　平成27年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月28日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８９号
静岡県焼津市すみれ台１丁目23番203号　県営団地Ｂ棟203号
債務者　中嶋　和也
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月29日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２６年（フ）第３７０号
千葉県松戸市根木内554番地の４　第一コーポ中嶋202号
破産者　高橋　輝男
1　決定年月日　平成27年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第１２号
石川県珠洲市正院町川尻15部95番地
破産者　スズアポロ販売株式会社
1　決定年月日　平成27年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所輪島支部

平成２６年（フ）第１３号
石川県珠洲市蛸島町ナ部28番地
破産者　濱田鉄工株式会社
1　決定年月日　平成27年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所輪島支部

平成２６年（フ）第２４５号
茨城県水戸市河和田町558番地の１、登記簿上の本店所在地茨城県水戸市大工町１丁目６番１号
破産者　有限会社ユメヤ・フードサービス
1　決定年月日　平成27年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第２４６号
千葉県富里市七栄735番地11、開始決定時の住所千葉県富里市七栄651番地36　メゾンミルトＡ202
破産者　吉田　裕介
1　決定年月日　平成27年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第４号
富山県黒部市石田1168―20
破産者　株式会社食学
1　決定年月日　平成27年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所魚津支部

平成２６年（フ）第４１号
三重県伊賀市市部1733番地
破産者　有限会社日本エレック
1　決定年月日　平成27年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２６年（フ）第９４６号
京都市右京区梅津堤下町10番地１
破産者　株式会社ニッコウ技研
1　決定年月日　平成27年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第４００号
最後の住所兵庫県宝塚市逆瀬台１―11―１308号室
破産者　被相続人亡分島克相続財産
1　決定年月日　平成27年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３９１号
岡山市北区青江４丁目１番１号101号、旧住所岡山市北区柳町１丁目12番19号
破産者　藤本　仁久
1　決定年月日　平成27年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５３２号
岡山県備前市伊部2191番地１
破産者　玉岡　恭一
1　決定年月日　平成27年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１９０号
岡山県倉敷市藤戸町天城659番地の５
破産者　創和開発株式会社
1　決定年月日　平成27年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第２３７号
岡山県総社市秦466番地27
破産者　有限会社クボキ建設
1　決定年月日　平成27年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第１８９号
北海道中川郡池田町字富岡163番地
破産者　有限会社アグリサービス
1　決定年月日　平成27年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係